

【 処置 】**５６０ 高位浣腸（寝たきりの状態の患者）の算定について****《令和７年５月３０日》****○ 取扱い**

便秘症、排便困難等の傷病名がない脳梗塞、認知症等で寝たきりの状態の患者に対する J 022 高位浣腸の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

高位浣腸は、大量の微温湯、生理食塩水などを容器（イリゲーター）の中に入れ、同容器を高く挙上（約 100 c m）して、経肛門的に大腸に注入することで腸内容を除去する方法であり（イリゲーターを 50 c m 程度高く挙上して行う場合は高圧浣腸、また、回収液が透明になるまで当該行為を繰り返す場合は洗腸）腸重積や腸閉塞、高度便秘症等に対する治療を目的として行われる。

したがって、脳梗塞や認知症等の寝たきり状態の患者であっても、便秘症、排便困難等の傷病名がない場合は適応とはならない。

以上のことから、便秘症、排便困難等の傷病名がない脳梗塞、認知症等で寝たきりの状態の患者に対する J 022 高位浣腸の算定は、原則として認められないと判断した。